

平成24年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第159号	平成24年度宝塚市病院事業会計補正予算（第2号）	可決 （全員一致）	11月27日
議案第161号	宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第162号	宝塚市立療育センター条例の全部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第163号	宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第166号	公の施設の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第167号	公の施設の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第168号	公の施設の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第169号	公の施設の指定管理者の指定について	可決 （賛成多数）	
議案第170号	公の施設の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第173号	社会福祉法人に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について	可決 （全員一致）	
請願第18号	「子ども・子育て関連法（新システム）」を実施しないように国に意見書提出を求める請願	趣旨採択 （全員一致）	

審査の状況

① 平成24年11月20日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎三宅 浩二 ○浅谷 亜紀 石倉 加代子 井上 きよし
北野 聡子 サトウ 基裕 となき 正勝 藤岡 和枝
村上 正明 (◎は委員長、○は副委員長)

② 平成24年11月27日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎三宅 浩二 ○浅谷 亜紀 石倉 加代子 井上 きよし
北野 聡子 佐藤 基裕 となき 正勝 藤岡 和枝
村上 正明 (◎は委員長、○は副委員長)

③ 平成24年12月17日 (委員会報告書協議)

- ・出席委員 ◎三宅 浩二 ○浅谷 亜紀 石倉 加代子 井上 きよし
北野 聡子 佐藤 基裕 となき 正勝 藤岡 和枝
村上 正明 (◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名

議案第159号 平成24年度宝塚市病院事業会計補正予算（第2号）

議案の概要

病院事業会計の収益的支出のうち、病院事業費用の予定額を1億2,990万6千円増額するもの。

主な内容は、医師等の増員と業務量の増加に伴う給与費の増額と、前年度に取得した資産の確定による減価償却費と企業債利息の減額。

論点 1 職員体制について

論点 2 補正予算の妥当性について

<質疑の概要>

問1 地域完結型医療の中核として、どのような医師を確保する必要があると考えているのか。

答1 産婦人科、病理医、リハビリテーション科、糖尿病、精神科、放射線治療、神経内科等が充実すれば、十分な病院機能が確保できると考える。そのためには10名程度の医師が必要となる。具体的には、中期計画の中で進めていきたい。

問2 今回の補正は支出の増であるが、収入は良くなっているのか。

答2 外来については、院外処方開始により、昨年度の収益を下回るが、薬剤費の減によりトータルの収益は増える見込み。入院については、7～8%収益が増加している。平成24年度の改革プランの見込み数値は達成する予定である。

問3 市立病院の役割の明確化。どのような病院をめざすのか。どの診療科を充実し、医師はどの程度必要となるのか。

答3 本院の役割は地域医療の確保。地域医療支援病院として、地域完結型医療推進の中心的役割を担うものである。どのような科が必要で、どのような経営をするかは、今後、中期計画を策定し、議論をして進めていきたい。

問4 看護師が不足しているが、適正な看護師数は何人か。

答4 7対1の看護体制の継続とサービスや安全体制の向上、入退院センターの設置やICUへの確保を考えると380人程度必要であると看護部と協議している。現在より36人の増員が必要。

問5 事務職員5人増の内容は。

答5 今回の補正については、企画経理担当を設置したため増員したもの。また、別途、医事業務を委託するにあたり、管理する立場として専門的な知識をもつ経験者を1名採用した。

問6 医師数が増となっているが、現在の病床利用率はどうか。

答6 平成24年度は、許可病床数で73.5%、稼働病床数で89.4%を上回る見込み。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成24年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名
議案第161号 宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要
地域児童育成会の育成料の減免について、平成22年度の税制改正における年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減による影響をなくすとともに、所要の整備を行うための条例の一部改正。
論 点 1 条例制定による市民への影響について
<質疑の概要>
なし
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 可決（全員一致）

平成24年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第162号 宝塚市立療育センター条例の全部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
障がい者制度改革推進本部等の検討を踏まえ、障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が、本年4月1日に施行され、児童福祉法が改正されたため、条例の全部を改正するもの。	
論 点 1	条例制定による市民への影響について
論 点 2	今後の体制整備について
<質疑の概要>	
問 1	条例の改正により利用者に影響はあるのか。
答 1	現在利用している方については、制度が変わっても一切変更はない。保育所等訪問支援事業が追加となり、保育所等の場で支援が受けられるようになる。現在は施設からの依頼により訪問し、スタッフへの指導としていたが、直接児童に指導できることになる。
問 2	保育所等訪問支援事業についての増員はあるか。
答 2	アンケートの結果174人のうち120人ほどが訪問支援事業の利用を希望している。まずは希望の多かった言語聴覚の言語訓練について実施を検討している。現在指導をしているすみれ園の児童に影響のないよう、臨時的な職員の配置も考えている。
問 3	相談支援専門員は増員として配置されるのか。
答 3	相談支援専門員については、現在1名確保し研修を終えている。今後臨時職員も1名追加配置する。
問 4	すみれ園については、今後も保護者が付き添うことになるか。保護者の負担が大きいのが、介助員などの配置はできないか。
答 4	現在でも介助通園制度により保護者に代わって介助員を配置することができる。保護者の病気や通院、また他の家族の通院や学校園の行事への参加などにおいても介助員の配置はできる。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成24年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第163号 宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

平成25年度から宝塚市立西谷幼稚園において3歳児保育を実施するとともに、同園における預かり保育の延長時間を現行の30分から最長1時間30分に変更し、西谷地域における幼稚園教育の充実を図るための条例の一部改正。

論点 1 西谷幼稚園での3年保育の実施について

論点 2 西谷幼稚園での延長保育の実施について

論点 3 西谷幼稚園での保育料について

論点 4 全市的な3年保育の方向性について

<質疑の概要>

問1 西谷幼稚園は市内で唯一の認定こども園である。幼稚園での3年保育が実施されることにより、来年度の保育所機能はどのような在籍数となるのか。待機児童はどうか。

答1 現状では、30名の定員に対し34人の予定であるが、5人が幼稚園に移る予定である。29人の在籍となり待機児童は解消できる。

問2 延長時間が5時30分までとなれば、利用する児童は何人になる見込みか。また、延長保育の料金はどうか。

答2 現在の延長利用者は、1日に2人程度であるが、保育所機能から移る児童もあり、5人程度になる見込み。料金については、午前中保育の日は、預かり保育の料金が700円、1時間半の延長300円で合計1,000円、午後までの保育の日は、預かり保育400円、延長300円で合計700円となる。

問3 現在、保育所機能に在籍する2歳児9人が、4月から幼稚園の3年保育に移る見込みは。

答3 3年保育ができれば、3名が幼稚園に移る見込み。

問4 預かり保育に対応する職員には3歳児の担任も含まれるか。

答4 3歳児の担任も含んだローテーションで実施する。4時30分までは幼稚園教諭が行い、それ以降はパート職員で対応。

問5 保育料設定の考え方は。

答5 4、5歳児の保育料をベースに、私立幼稚園との関係や阪神間各市の状況を考慮して設定している。金額だけでなく、幼稚園や保育所は人間形成の基礎を培う役

割を担うものであり、保護者の支援としても充実を図りたい。

問6 これまで3年保育は私立幼稚園が担ってきたが、全市の公立幼稚園を3年保育にできないのか。

答6 私立幼稚園の理解が必要であり、丁寧に説明し、理解を求めていく。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成24年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第166号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第167号 公の施設の指定管理者の指定について

議案の概要

（議案第166号）

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間、宝塚市立地域利用施設高松会館の指定管理者に高松町自治会を指定するもの。

（議案第167号）

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間、宝塚市立末成集会所の指定管理者に末成町自治会を指定するもの。

論 点 1 指定管理者による運営のあり方について

論 点 2 行政指導のあり方について

論 点 3 指定管理者選定の妥当性について

<質疑の概要>

問1 「平等な利用、公平なサービス提供」と「市民と行政のまちづくり」について評価が低い。これらの項目については、どういうことが求められているのか。

答1 公平性については、両施設とも利用率が低く、利用者の意見などを取り入れるという部分について満点とならなかったのではないかと考えられる。協働のまちづくりについては、さらなる協働の推進策の提案があれば高い点数になったと思われるが、行政も一緒に考えていかなければならないことである。

問2 審査項目及び評価点の前回との比較と、事業計画について前回を含め評価できる点は。

答2 審査項目、配点ともに前回同様であり、評価点は選考委員会において前回とは比較していない。事業計画については、両施設ともに地域に密着した施設であり、愛着を持って運営していただいていると考えている。

問3 政治活動の制限の有無など各施設の取り扱いにバラつきがある。統一した基準を設けるべきではないか。

答3 条例に沿って運営されるべきであり、公選法に抵触するなど、利用できない理由がない場合は目的外利用は可能。基準が統一されていない実情もあり、基準作りを検討している。

問4 施設及び周辺のバリアフリーの状況は。

答4 周辺道路のバリアフリーについては、すべては把握していない。施設は概ねバ

リアフリーであるが、末成集会所の和室に16cmの段差がある。指定管理者と対策について協議し、スロープの設置などを検討している。

問5 稼働率向上のためのPRについてや、稼働率が高い施設の運営手法などについて指定管理者と情報交換はしているか。

答5 市の地域担当職員と日常の意見交換などは行っているが、具体的なアドバイスはしておらず、今後の課題と考えている。他施設の良い取り組みを参考にするよう指導していくのは行政の役割と考えており、抽出によるモニタリング調査を実施する際にも取り組んでいきたい。

問6 利用料減免の基準が施設によって異なるが、考え方は。

答6 基準は指定管理者で考えており、市で統一した基準は設けていない。地域に密着した施設と考えており、料金や利用時間についても柔軟に対応している。

問7 施設により運営や利用方法が異なる。地域の施設であるという自治会の意識がある中で、公共施設の管理運営ということで、市が関与して均一的なサービスを求めることには無理があると思うが、市の見解は。

答7 指定管理者制度は、本来、指定管理者の自由な発想と自主的な運営に期待するもの。指定管理者の意識だけでなく、行政側の意識にも問題がある。施設の設置目的に沿った運営やより効果的な運営がされていることのチェックは行政の責務であり、実感できる効果がなければ、行政目的が達成できていないということである。運用方針の見直しにより導入した、数値目標の設定やモニタリング制度などを活用し、指定管理者と協議して改善を求めていく必要があると考える。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	議案第166号 可決（全員一致） 議案第167号 可決（全員一致）

平成24年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第168号 公の施設の指定管理者の指定について	
議案の概要	
平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間、宝塚市立安倉児童館並びに宝塚市立安倉西身体障害者支援センター及び宝塚市立安倉南身体障害者支援センターの指定管理者に社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会を指定するもの。	
論 点 1	指定管理者による運営のあり方について
論 点 2	行政指導のあり方について
論 点 3	指定管理者選定の妥当性について
<質疑の概要>	
問 1	選定委員会からの「今後さらに事業計画の内容の充実に努められたい」との付帯意見の内容は。
答 1	具体的に何か悪い部分があるのではなく、より一層充実に向けて頑張っ欲しいとの期待も込めて付されたと考えている。
問 2	身体障害者支援センターにおいて、事業実施時間の延長利用回数が増となっているが、週5回にはならないのか。利用者の意見はどうか。
答 2	利用者の選択肢を増やすため、週1回から3回に変更。これ以上の回数増は考えておらず、365日開館をめざす。利用者の意見を直接聞いていないが、土日開館の方がメリットが多いと判断している。
問 3	評価採点表において、効率性について経費節減の評価点が低い、市はどのように認識しているか。
答 3	人件費に国の基準に上乗せした市独自の基準があり、経費縮減は難しい。
問 4	児童館の利用状況が、平成23年度より2千人ほど減少、学校からの帰宅時間が遅くなったことが理由と考えられるが、日曜日の開館は検討しているか。
答 4	検討をしたことはあるが、日曜日は家庭に帰す日にしようと休館日とした。短い時間でも遊びに来たいという子も多く、土曜日の利用は多い。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成24年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第169号 公の施設の指定管理者の指定について

議案の概要

平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間、宝塚市立養護老人ホーム福寿荘の指定管理者に社会福祉法人晋栄福祉会を指定するもの。

論点 1 指定管理者による運営のあり方について

論点 2 行政指導のあり方について

論点 3 指定管理者選定の妥当性について

<質疑の概要>

問1 指定管理者での運営となることで、今後できるようになることは。

答1 介護予防として、理学療法士、作業療法士による自立支援プログラムの実施、入所者のボランティア活動参加や他施設のボランティアによる園芸などの取り組み、他施設との交流、夕食時間の変更など。

問2 危機管理としての建物の大規模改修を行う場合はどのように行うのか。

答2 躯体にかかる大規模な改修は市が責任を持って行うが、入所施設であるため難しい。

問3 「養護老人ホームに関する認識・理解度は十分か」と「入所者からの預かり金等の管理についての規定等があるか」の評価点が低いがどうなのか。

答3 当該法人は、平成5年に特別養護老人ホームを開設している。当時は措置の下での運用であり養護老人ホームと同様であったため、措置施設についての認識は高い。また、預かり金については、社会福祉法人では、契約行為として預かり金を扱う等しているが、福寿荘での問題も踏まえ、現在、市で行っているような管理を求める。

問4 「個人情報の保護・管理に関する対策が十分か」の評価が25点満点の19点とあまり高くないことについてはどうなのか。

答4 既存の老人ホームでは個人情報保護委員会を設置して取り組んでおり、個人情報保護ガイドラインを作成して対応している。適正に管理するよう指導する。

問5 4月移行に向けて、入所者の不安解消への取り組みは。

答5 1月から3月の間に、晋栄福祉会職員が福寿荘に訪問し引き継ぎの作業を進める。また、夜間は既に晋栄福祉会で行っており、入所者の状況把握はできている。入所者に迷惑のかからないよう円滑な移行を進めたい。入所者の家族への満足度調

<p>査やNPOを活用し、入所者の要望把握も行っていく。4月以降も、市職員の定期的な訪問や運営会議の開催などにより指導していく。</p>	
自由討議	なし
討 論	
<p>(反対討論)</p> <p>討論1 非正規雇用を増やすことになる。個人情報や預かり金の管理等、利用者へのサービスに不安がある。</p>	
審査結果	可決 (賛成多数) 賛成7人、反対1人

平成24年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第170号 公の施設の指定管理者の指定について	
議案の概要	
平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間、宝塚市立高司児童館の指定管理者に社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会を指定するもの。	
論 点 1	指定管理者による運営のあり方について
論 点 2	行政指導のあり方について
論 点 3	指定管理者選定の妥当性について
<質疑の概要>	
問 1	評価採点表のうち効率性について次点の法人の方が評価点が高い理由は。
答 1	次点の法人は全国展開している非営利活動法人であり、物資を安価で購入できるなど経費縮減のための具体的方策があったため。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成24年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第173号 社会福祉法人に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について	
議案の概要	
社会福祉法人の所轄庁権限に係る事務を兵庫県に委託しようとするので、当該委託に関する規約の制定について協議を行うため、議会の議決を求めるもの。	
論 点 1 事務委託に対する市の考え方・体制について	
論 点 2 今後の方向性について	
<質疑の概要>	
問 1	市が監査を行う場合は、市内各施設・事業所に対してどのような指導となるのか。
答 1	法人本部に対して監査を行うものであり、各施設等については引き続き県の監査対象であるため、間接的な指導となる。
問 2	県への事務委託には期限はあるか。
答 2	施設や事務所の監査まで市に移譲されれば、県は受託しないと聞いている。
問 3	今後、市で監査を行う準備を始めて行く計画は。
答 3	単独で実施する他市の状況を見極めるとともに、県の監査に同行しノウハウを蓄積する。十分な庁内協議も必要であるため、2年後を目途に準備を進めたい。
問 4	本市で行うとすれば何人の体制が必要か。
答 4	現在の12法人が対象であれば、監査は最低2名必要、その他の事務なども考えた組織体制が必要となる。
問 5	今回の権限委譲には、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者自立支援法、母子保健法等に関するものもあるが、権限委譲される事務についての事務委託の考え方は。
答 5	本議案は社会福祉法に基づくものであるが、4月から委譲されるその他のものについては、各所管部局において実施する。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成24年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名 請願第18号 「子ども・子育て関連法（新システム）」を実現しないよう国に意見書提出を求める請願
議案の概要 全ての子どもたちの育ちを保障し、国の責任において、保育の質が確保され、より充実した保育制度となるよう国に対し意見書の提出を求めるもの。 請願の項目 1 子ども保育に格差を持ち込む「子ども・子育て関連法（新システム）」を実施しないように、国に意見書を提出してください。
論点 1 新システムの実施による影響について 論点 2 意見書提出の妥当性・必要性について <質疑の概要> 問1 新システム実施による問題点は。 答1 必要性の認定が保護者の労働時間によって分けられることにより、子どもによって保育時間や内容が変わり、幼児教育や集団保育のカリキュラムの実施が困難になる。 問2 特に拡充を求めたいことは。 答2 待機児解消のための保育所の増設、自治体の財政状況による保育格差の解消、保育料の軽減、子どもに最善な保育条件、保育者の処遇改善など。 問3 新システムでは、保育と幼児教育が区別されているとのことであるが、その内容は。 答3 就学前の子どもに必要な教育は親の就労によって変わるものではない。特に短時間の保育となる子どもへの教育が不十分になるのではないかと懸念がある。 問4 市町村が持つ保育の実施義務をなくすことについて保護者や関係者から不安の声が出ていたが、政府案からかなり修正され、市町村に実施義務を課すことや株式会社の参入への規制等もされる。総合的な子育て支援の枠組みが担保されつつあると思うが、紹介議員の見解は。 答4 限られた財源で有効に就学前の子ども保育環境を合理的に提供する価値もあるが、お金の問題や合理性の問題で保育の内容が変わり、子どもの最善の権利が今までより後退することについては考えあわせる必要がある。
その他 現在の国の状況では、意見書の提出先が定まらない。請願者の願意をくみ取り趣旨採択としてはどうか。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	趣旨採択（全員一致）

